

第6 必要な施策

1 効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方

本計画に基づく外来医療機能の確保に向けた取組は、効率的な医療提供体制の構築に向けた取組の一環として、地域医療構想の実現に向けた取組と一体的に進めていく必要があります。こうした観点から、関係者間で、効率的な医療提供体制の構築に向けた基本的な考え方を共有しながら、取組を進めていくことが重要です。

- 本道では、平成28年（2016年）12月に「北海道地域医療構想」を策定し、各圏域の地域医療構想調整会議を中心として、主に入院医療に関し、今後の人口構造の変化（人口減少、高齢化）を見据えた効率的な医療提供体制の構築に取り組んでいます。令和元年度（2019年度）は、各圏域において「重点課題」（急性期機能の集約化、医療機関の再編・統合等）を設定の上、具体的な取組に向けた集中的な議論を行い、令和2年度以降の具体的な工程について合意を得ることを目指し、議論が進められています。
- また、本計画に基づき、地域医療構想調整会議において、中核的医療機関に外来患者が集中する状況の改善に向けた外来医療の機能分化、かかりつけ医の確保、在宅医療や初期救急医療の体制確保など、地域医療構想と一体的に議論を行っていくこととしています。
- こうした取組を通じ、具体的には以下の方向で、地域事情も十分に踏まえつつ、提供体制の構築を進めていきます。

① 多くの医療資源を必要とする急性期機能

人口減少が進む圏域（札幌圏域以外の圏域）では、患者数が減少（症例数の減少）する中で「働き方改革」に対応しつつ専門医を確保する観点、医療スタッフを効果的に配置する観点から、二次医療圏内の中核的医療機関への機能集約を可能な限り進めていく必要があります。その際、圏域によって人口減少の度合いが異なること等を踏まえ、段階的に機能集約を進めるなど、地域事情を踏まえた取組が必要となります。

② 急性期経過後の患者の早期受入体制や比較的軽症な患者の受入体制など（いわゆる回復期機能）

人口減少が進む圏域でも、中核的医療機関における①の機能維持や、住民の利便性確保の観点から、中核的医療機関以外の医療機関において、必要な入院機能を維持していくことが重要です。

併せて、「働き方改革」への対応や医療スタッフを効果的に配置する観点から、一定の機能集約を図ること（特に、人口の規模が小さく、減少が著しい圏域においては、①の機能のみならず②の機能も含め、二次医療圏内の中核的医療機関への機能集約を可能な限り進めていくこと）が必要となりま

す。その際、圏域によって人口減少の度合いが異なること等を踏まえ、段階的に機能集約を進めるなど、地域事情を踏まえた取組が必要となります。

③ 長期療養患者の受入体制（慢性期機能）

高齢者人口の状況を見据えつつ、在宅医療（自宅や介護施設・高齢者住宅への訪問診療等）の提供体制や介護施設の状況も踏まえながら、必要な規模を維持していくことが重要です。

④ 住民に身近な医療を提供する機能（診療所等における外来機能）

中核的医療機関等に外来患者が集中する状況の改善など、①や②の機能維持や、かかりつけ医の確保、在宅医療、初期救急医療の体制確保など、住民の利便性確保の観点から、住民に身近な地域の診療所等において、必要な外来機能を維持していくことが重要です。

2 外来医療機能の偏在等の解消

（1）施策の方向性

地域に必要な外来医療機能の確保に向け、医療機関間の役割分担・連携を推進するとともに、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促すため、以下の3点について施策を講じていく必要があります。

（2）具体的な施策

① 情報の整理・発信

・有用なデータの整理

本計画に掲載する「外来医師偏在指標」や「各対象区域における不足する外来医療機能」に加え、医療機関間の役割分担・連携に関する議論を進める観点、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医療機関のマッピングデータ、外来医療ニーズの状況（疾患、診療内容、受療動向など）、在宅医療提供体制に関する状況（訪問診療・往診等の実施状況など）など、より有用なデータの検討・整理を進めていきます。

併せて、特に、診療所が比較的少ない地域に対しては、当該地域での診療従事を促す情報発信など、積極的な取組を促していきます。

・情報発信

整理したデータについては、ホームページ等を通じた情報発信を行うほか、特に診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、医師会等の関係団体と連携した情報発信や、新規開業に直接・間接に関わる機会があると考えられる金融機関、医薬品・医療機器卸売業者、薬局等に対する情報発信を検討していきます。

② 地域における協議・取組の促進

・不足する外来医療機能等に関するフォローアップ【全ての対象区域】

各圏域で作成された「地域医療構想推進シート」の中に、不足する外来医療機能等の確保に関する項目を追加し、毎年度末、「地域医療構想推進シート」の更新を行う際に、外来医療機能に関する状況を踏まえつつ、課題と今後の取組方針を「見える化」し、地域の関係者で共有を図りながら、具体的な取組を進めていきます。

その際、在宅医療の提供体制や初期救急医療体制の構築等については、「北海道医療計画」の記載内容を十分に踏まえつつ、保健医療福祉圏域連携推進会議や在宅医療に関する多職種連携協議会における議論・取組と連携を図りながら取組を進めていきます。

併せて、受療動向等を踏まえつつ、隣接する圏域との連携強化に向けた協議の場の設定や圏域を細分化した単位で協議を行う場の設定など、圏域の状況に応じた協議・取組を促していきます。

・新規開業の状況に関するフォローアップ【主に外来医師多数区域】

外来医療計画は、新規開業を検討する医師等に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況について積極的に発信することにより、外来医療機能が不足する地域で開業すること、中でも、現時点で不足する機能を担うことを促すこととしており、新規開業の実態についてフォローアップすることは重要です。

特に、外来医師多数区域においては、診療所を開設する医師等に対し、開設届を提出する際に地域で不足する外来医療機能等を担う意向を確認し、新規開業の状況や不足する機能を新たに担う新規開業者の状況を把握した上で、外来医療機能の偏在等に関する情報発信策や、地域で不足する外来医療機能の確保に向けた地域の関係者間（既存・新規を問わず）の取組、今後の新規開業者への働きかけを強化するなど、重点的にフォローアップを実施します。

③ 不足する外来医療機能等の確保に向けた支援

・地域医療介護総合確保基金等を活用した支援

不足する外来医療機能等の確保に向け、地域医療介護総合確保基金等を活用し、在宅医療提供体制の強化や遠隔医療の導入に向けた支援や「医師確保計画」に記載された取組（北海道地域医療振興財団が行う地域の医療機関への常勤医師の紹介等、総合診療医の確保・活用など）等を実施するとともに、外来医療計画の策定に向けた議論の状況を踏まえつつ、支援の拡充等を検討します。

【主な事業】

- 在宅医療提供体制強化事業費補助金
- 遠隔医療促進事業
- 病床機能分化・連携促進基盤整備事業
- 患者情報共有ネットワーク構築事業
- 休日夜間診療確保対策費補助金
- 救急医療体制確保事業費補助金
- 地域医療対策支援事業<ドクターバンク>
- 総合診療医確保推進等事業
- 医療機関・住民交流推進事業

3 効率的な医療機器の活用

・医療機器の共同利用計画についての協議

医療機器の効率的な活用に向け、医療機関が医療機器（CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器）を購入する場合は、当該医療機関が以下の内容を含む「共同利用計画」を作成し、地域医療構想調整会議で確認を行うことを求めています。

- ①共同利用の相手方となる医療機関
- ②共同利用の対象とする医療機器
- ③保守、整備等の実施に関わる方針
- ④画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針